

パンデミックの中のオンライン授業と対面授業

——2020年度担当科目における学びの提供——

蛭原健介

1 はじめに

COVID-19の感染拡大により、2020年春以降、世界中の大学において対面授業が中止され、オンラインによる遠隔授業が実施された。明治学院大学においても、2020年度春学期は、原則としてすべての授業がオンラインとなり、秋学期は、一部が対面方式に戻ったものの、オンライン形式が継続された授業も多く、また、対面方式の授業においても、同時にオンライン授業を提供する「ハイブリッド方式」が推奨された。

グローバル法学科に所属する筆者の授業においても、2020年度春学期はすべての担当科目がオンライン形式であった。秋学期は、3年次の「演習」（ゼミ）、4年次の「卒業論文」、および3年次講義科目の「食文化と法」については対面方式で、それ以外の科目はすべてオンライン形式であった。突然のオンライン授業に、学生も教員も大いに戸惑ったはずであるが、学生たちにも支えられてこの困難な時期を乗り切ることができた。一刻も早いパンデミックの収束を願うばかりであるが、この一年間の授業におけるさまざまな試みや学生とのやり取りは貴重な経験となり、そこから多くの知見を得ることができたのも事実である。今後の「ポストコロナ」時代を見据え、新しい大学教育のあり方を検討するためのFDの試みとして、本稿において筆者の経験を記すことにした次第である。

2 グローバル法学科科目

(1)Global Legal Studies 1

Global Legal Studies 1～6は、2020年度にはじめて開講されたグローバル法学科の新設科目（3年次配当）であり、春学期のGlobal Legal Studies 1が筆者の担当である。グローバル法学科においては、英語教育が重視される一方、それ以外の外国語（初習外国語）については必須とされていない。そのため、初習外国語を学びたいという意欲をもちながらも、年間履修単位数の上限や開講時間がネックになって履修する機会を逸する学生、履修を断念する学生が少なからず存在する。そこで、筆者のGlobal Legal Studies 1では、英語のみならず、フランス語を積極的に取り入れた授業を行うこととした。

春学期の授業であったため、manabaにて告知の上、初回からZoomを使用した。授業は、manabaやウェブページ、動画等を画面共有する形で進めた。フランスのニュース専門チャンネル「France24」を使い、英語版およびフランス語版の最新ニュースを視聴しながら解説を行う

研究ノート

とともに、フランス語の基礎文法と語彙の習得を試みた。同チャンネルは「フランス的な価値観を世界に伝える」ことを目的として開設されたものといわれている。この授業では、そのような「フランス的な価値観」と英語圏の国々の価値観との違いを学びつつ、英語圏とは異なる見方でグローバル社会を見ることをめざした。

たまたま6限に開講される授業であったため、フランス時間との相性がよく（サマータイム中は7時間の時差）、3回にわたって、フランス在住の日本人に協力していただき、Zoomを使った特別授業をライブで配信することができた。1回目の特別授業(5月7日)はフランス・ボルドーにつなぎ、現地で折り紙教室を運営している日本人に依頼した。ロックダウン中のボルドーの様子、折り紙の宇宙開発や医療技術等への応用、さらには刑務所内における受刑者を対象とする折り紙教室の話も聴くことができた。2回目(6月11日)は、パリ在住の本学法学部卒業生Hisako Shimizu-Besseさん(元Dassai Joël Robuchon 瀬祭・ジョエル・ロブション、ソムリエ・唎酒師)からフランスの日本酒・清酒事情についての特別講義、3回目(7月16日)は、同じくパリ在住の日本人ピアニストからパンデミック下のフランスの状況や人びとの生活について特別講義を行っていただいた。学生にとっては、現地とリアルタイムでコミュニケーションをとる貴重な機会であったと思われる。

成績評価については、毎回提出する授業ノートのほか、各学生に合計2回の英語によるプレゼンテーションの機会を与えた。1回目のプレゼンテーションは、カリキュラム留学中の学習や生活について、2回目はアクティブ・ラーニングとし、各自でテーマを選択して英語による発表を行わせた。

(2)EU法1・EU法2

EU法1はグローバル法学科の2年次配当科目、EU法2は3年次配当科目である(EU法2は、他学科に対してEU法の科目名で開放されている)。いずれも春学期の科目であり、Zoomで授業を行った。

EU法1は、英語の動画教材を使い、英語で授業ノートを取らせるとともに、EU裁判所がインターネット上で公開している資料を使い、とくに「航空旅客の権利」に関するEU法や判例¹を紹介する英文を精読させた。また、全履修者に対して、アクティブ・ラーニングの機会を与え、プレゼンテーションで成績評価を行った。

EU法2は、manabaにアップロードした動画や英語教材を使い、板書形式で主として日本語でノートを取らせた。EUには24の公用語が存在し、「多様性の中の統合」がEUのモットーとなっていることを重視して、英語以外の言語にも触れるようにした。履修者数は多かったが、EU法1同様、全履修者にアクティブ・ラーニングの機会を与え、英語または日本語によるプレゼンテーションで成績評価を行った。

(3)食文化と法：対面授業

食文化と法も、Global Legal Studiesと同様、2020年度にはじめて開講されたグローバル法学科の新設科目(3年次配当)である。秋学期の科目であったことから、学科主任を通して対面授

【写真1】EU法1のコースコンテンツより（manaba）



業の希望を出してみたところ、幸運にも対面での実施が可能になった。2020年度のカリキュラム留学が延期となり、繰り上げで履修を認められた2年生の登録が多かった。

当科目は、グローバル法学科の開設にあたり、教養教育と専門教育の接続を意図して設置されたものであり²、おそらく他大学には存在しないユニークな科目である。2020年度は数少ない対面授業であることを意識し、知識の習得よりも、学生間のコミュニケーションの場を提供し、広く教養を身につけることに重点を置いた授業を心がけた。毎回、7割程度の学生が対面で、3割程度の学生がZoomで参加した。教材は、Global Legal Studies 1と同じく「France24」の英語版を使用した³が、この授業では、とくにフランスの食文化に関する番組をいくつか選択した³。教室内およびZoomで動画を流し、適宜解説を加えながら、教室の学生とZoom参加の学生とでディスカッションをさせる形で授業を進めようとしたが、動画を流した後、Zoom参加の学生の音声³が教室内で流れなくなるトラブルが数回発生した。また、教室のワイヤレスマイクのスイッチを入れたタイミングでPCがフリーズし、再起動を余儀なくされることもあった。そのため、教室でマイクを使用するのは諦め、小型のスピーカーフォンをBluetoothでPCにペアリングさせて授業を実施した（最終的には、教室の学生にマイクを持たせると感染のリスクが懸念されることから、スピーカーフォンを学生の前において発言させるほうがよいという考えにいたった）。授業中にトラブルが発生すると、問題解決に5分から10分くらいの時間を要してしまうのが対面・オンライン併用型授業の難点である。

この授業でも全履修者にアクティブ・ラーニングの機会を与えた。1回目は自己紹介を中心とする簡単なプレゼンテーション、2回目は海外の食文化に関する日本語のプレゼンテーション、3回目は英語でのプレゼンテーションを課し、成績評価を行った。当初は、土曜日の開講科目であることから、週末を使って2泊3日程度の海外研修（韓国または台湾）を考えていたが、海外

研究ノート

渡航が困難な状況となり、実施を見送ることとなった。2021年度は、可能であれば、国内での研修を企画したい。

【写真2】 「食文化と法」の授業で、アクティブ・ラーニングの成果を発表する学生



【写真3】 緊急事態宣言の発令中に行われた最終回の演習。秋学期の演習は対面授業を原則とし、Zoomでの参加も認める形で進められた。



3 ワイン法

消費情報環境法学科の責任開講科目であるワイン法は、毎年、100名前後の履修者があるため、秋学期科目ではあったがオンライン授業となった。2019年以前の対面授業においても、例年、1～2名のゲストスピーカーをお招きして特別講義を行ってきたが、ゲスト講師にとって、勤務先や自宅から参加できるオンライン授業のほうが負担は少ないものと考えられる。また、移動の必要がないため、国内各地、さらには海外のゲストを招くのも容易である。学生側からも、オンラインによる特別講義の実施に好意的な意見が相次いだ。これまでの対面授業では100名前後の履修者が出席している大教室で質問したり、コメントを述べたりするのは相当の覚悟が必要であり、授業後に提出されるリアクション・ペーパーに質問等が記される場合がほとんどであった。これに対して、オンライン授業では、気軽にZoomのチャットに質問を書き込むことができ、その内容をゲスト講師に伝えることですぐに回答が得られるのは大きなメリットであると思われる。むしろ、なかなか学生とのやり取りが終わらず、所定の時間を超過し、結果としてゲスト講師の方を長時間拘束することになってしまうこともあった。ゲストによる特別講義は、ワイン業界の第一線で活躍されている方々から直接お話を聴く貴重な機会となり、学生たちの満足度はきわめて高かったようである。実施した3回の特別講義は以下のとおりである。

①10月15日 ジェロボーム株式会社PR & Marketing Director 山下陽子氏

山下陽子氏の特別講義のテーマは、「家族経営がもたらす価値とは」であった。ジェロボーム株式会社は、家族経営のワイナリーを専門に扱う日本屈指のワインインポーターであり、その株主ワイナリーは、シャンパーニュのポール・ロジェ、アルザスのファミリーユ・ヒューゲル、コート・デュ・ローヌのファミリーユ・ペランの3社である。同社の経営理念として、その家族の伝統や理念をワインと共に後世に引き継いでいくことが使命とされている。3社の紹介を中心に、家族経営のもたらすメリット、産地の歴史やワインの特徴について詳しく解説していただいた。学生の感想の中には、「シャンパーニュを名乗れるのはシャンパーニュ地方で栽培されたぶどうを使い、シャンパーニュ地方で造られたものだけである」と聴いて驚いたという記述もあった。日本においても「シャンパン」「シャンパーニュ」という表現がスパークリングワイン一般をさす普通名詞のように使われることが少なくない。こうした誤解のないよう、地理的表示・原産地呼称制度について、正しく教えることが課題である。

②10月29日 岩手県花巻市集落支援員・ぶどう農家 鈴木寛太氏

鈴木寛太氏は、東日本大震災におけるボランティアの経験から花巻市地域おこし協力隊に入り、その後、同市集落支援員およびぶどう農家をされている。生食用ぶどうとワイン用ぶどうを栽培されており、後者のぶどうはエーデルワインの委託醸造により「KANTA Wine」として商品化されている。ぶどう栽培の現状、その難しさとやりがい、ワインの販売免許取得の手続などについても説明していただいた。履修者の学生たちとは世代的に近く、東京出身で、首都圏の大学を卒業後、いったんは企業に入社しながら、花巻に移住して地域支援、さらには農業を行うように

なったという話は、学生たちに大きな刺激を与えたようである。

③12月10日 サントリー・フランス社長 三宅智子氏

三宅智子氏による特別講義のテーマは、「サントリーの欧州でのワインビジネス」であった。三宅氏には、過去にも特別講義を行っていただいたことがあり、本年報26号には論文「日本のボジョレーヌーヴォー市場動向に関する一考察」を寄稿していただいている⁴。今回は、フランスがロックダウン中であったため、パリのご自宅からZoomに接続して、ライブで特別講義を行っていただいた（冬時間のフランスは、日本とは8時間の時差があるため、5限の授業時間帯にあわせて、朝早くから講義をしていただく形になった）。サントリーの歴史やグループの概要からはじまり、サントリー・フランスが傘下に置く、ボルドーのシャトー・ラグランジュとドイツのロバート・ヴァイルのワイン造りについてお話しいただいた。折しもクリスマスや年末年始を控えた時期とあって、学生からは、サントリーが取り扱うその他のワインについても質問が寄せられ、コンビニワインから高級ワインまで、さまざまな価格帯・予算に応じたワイン選択のアドバイスをいただくことができた。最後の特別講義であったため、学生たちも、事前に十分情報収集をしたうえで特別講義に臨み、的確な質問を試みていたようである。ただ、学生たちの中には、サントリーがワインを造っていることを知らなかったと感想を書いていた者が多く、若者の間では、むしろソフトドリンクのメーカーとして知られていることをあらためて認識した次第である。

4 憲法

筆者は、1年次配当科目として、春学期の憲法1-1と秋学期の憲法1-2を担当した。いずれも法律学科の責任開講科目であるが、履修者は、消費情報環境法学科、政治学科、グローバル法学科の1年生が中心で、ほかに2年次の法律学科生と他学部生も含まれていた。また、秋学期は、主として2年次生が履修する憲法2-2も担当した。

憲法1-1では、とりわけ履修者の大部分を占める新生を意識した授業を行うこととした。当初、Zoomは100名までしか使うことができなかつたため、5月上旬までは、90分間の授業の前半はYouTubeのライブ配信を行い、後半の時間は新生のための授業をZoomで行うこととした。授業前半の時間では、manabaの画面を共有しながら通常の憲法の授業を行い、新生用に設けた後半の時間では、オンライン授業で全国各地から受講していても「明治学院大学の学生」であるという大学への帰属意識をもってもらいたいと考え、法学部の卒業生による講演をライブ配信した。5月1日は都立高校の社会科の教員、5月15日は化粧品販売会社社長にZoomで参加してもらい、大学生生活の意義や大学時代の思い出、後輩たちを激励するメッセージをいただくことができた。さらに、5月22日は、法学部4年生2名がゲスト参加し、学生生活や課外活動（白金祭実行委員会、体育会）について講演し、6月5日は、ボランティアセンター海外プログラム事業部に所属する法学部および社会学部の学生に、明治学院大学のボランティア活動や国際ガールズ・デーの企画経験について講演してもらった（ちなみに、この科目は「明治学院大学教育連携・ボランティア・サティフィケート・プログラム」の指定科目である）。

6月19日には、白金校舎の「フランス法1」（東京大学大学院総合文化研究科・国際環境学教育機構のGIRAUDOU准教授担当）と合同で授業を行った。授業のテーマは「COVID-19と基本的人権」で、フランスにおけるパンデミック下における基本的人権の制限をめぐる議論についてGIRAUDOU先生にお話しいただいた。その内容は、1年生にとって、かなり難解であったかと思われるが、海外の最先端の議論に触れることができ、刺激を受けたという学生もいたようである。

授業では、原則として毎回、宿題を課すこととした。教科書を読んだうえで、日本国憲法に関する英語の文書を和訳させる宿題のほか、現実を生じる身近な憲法問題について論じさせる宿題も出してみた。たとえば、以下のような宿題である。

宿題：以下の措置（架空のものです）について、あなたは賛成ですか、反対ですか？
その理由を含め、8行から10行程度で、あなたの考えを述べてください（授業ノートに手書きで記入し、ノートと一緒に画像提出）。
「東京都内の私立MG大学は、秋学期の授業の一部を対面授業で行うこととし、その授業を履修する学生全員に『接触確認アプリ』の利用を義務付けることにしました。」

6月末には、最終レポートおよびそれを紹介するスライドを全員に提出させた。レポートの課題は、COVID-19がもたらす基本的人権に関する具体的な問題について論じさせるものであった。レポートの作成に際しては、図書館が利用できないため、授業では、VPNを使った新聞記事の検索方法について、実演を交えながら、詳しく説明することにした。7月の授業では、提出されたレポート・スライドの中から、他の学生にも紹介したいものをピックアップし、当該学生にZoomでプレゼンテーションをしてもらおう機会を与えた。提出されたリアクション・ペーパーを

【写真4】 対面交流を兼ねたオフィスアワーでは、高輪校舎内のPC実習室を見学



研究ノート

見たところ、発表した学生、それ以外の学生とも、他の学生のプレゼンテーションを聴くことができて大いに勉強になったという感想が多かった。

秋学期の憲法1-2は、春学期同様オンライン授業となったが、学外への立ち入りが可能になり、図書館やPC実習室も利用できるようになったため、数回にわたって白金キャンパス内で対面のオフィスアワー（いわゆるオフ会）や、卒業生ゲスト（公務員）を招いた公開ライブ配信を試みた。政治学科やグローバル法学科の1年生を中心に、毎回、10名程度の参加があった。秋学期もほとんどがオンライン授業だという参加者が多く、貴重な対面交流の機会になったと思われる。

最終レポートの課題は、5つのテーマから1つを選択する形にした。ただし、実験的に、レポートの代わりに、10分程度のドキュメンタリー番組（内容自由）を制作し、その動画を提出させる課題も出してみた。実際に番組を制作することを通して、日本国憲法が保障する「表現の自由」や「プライバシーの権利」について考えてもらうことがねらいである。数名の学生が番組の制作に挑戦し、予想以上に質の高い課題が提出された。

5 授業コンテンツの単行本化

筆者は、2000年4月の本学着任以来、在外研究時を除いて、毎年、1年次生または2年次生の憲法科目を担当してきたが、1年次生の憲法科目については、自らが執筆した教科書ではなく、広く一般に使用されている教科書を使用してきた。しかしながら、2020年度の授業をオンラインで行うにあたり、とくに1年次生の授業については、自らが執筆した教科書が必要であることを痛感することとなった。定評ある市販の教科書のほとんどが、対面授業のみを想定し、オンライン授業は想定しておらず、高校を卒業し、大学に入学したばかりの学生がひとりで読んで理解に到達するのは容易ではないと思われるからである。自らが執筆した教科書を使ってもらう方が、学生の質問に対応しやすいことは明らかである。

かくして、2020年度秋学期もオンライン授業が継続することがほぼ確定的となった2020年7月上旬から、秋学期の授業コンテンツ作成と並行して教科書執筆にとりかかり、予定通り約2か月で脱稿することができた。学生たちに興味をもって学習してもらえるよう、抽象的な議論はできるだけ避ける方針をとり、比較的身近に感じられる具体的な事例を盛り込んだつもりである。ページ数が増えると販売価格が高くなるため、退屈になりがちな統治機構の部分は省きつつも、筆者が1年次の授業で取り扱う事項はほぼ網羅するよう心掛けた。

パンデミックの完全収束後、対面授業が一般化しても、オンライン授業、あるいはハイブリッド形式を取り入れた授業が行われる機会が完全なくなるとは考えられない。そこで、オンライン授業コンテンツを単行本化した内容であること、本書の多くがオンラインでの学生とのやり取りに負っていることなどをふまえ、書名は『オンライン学習時代の憲法入門』に決定した。連日のオンライン授業で眼を酷使している学生に配慮し、読みやすい大きめの文字で組むこととし、いわば漫画や小説の延長といった感覚で、気軽に学生たちに手に取ってもらいたいという筆者の願いから、今となっては絶滅寸前ともいえる縦書き四六判の体裁をあえて選んだ⁵。

本格的に遠隔授業を行うのは筆者にとっては初めての経験であり、数々のトラブルに見舞われたほか、何度も失敗を繰り返すこととなった。しかし、太田和俊消費情報環境法学科前主任をはじめ、多くの先生方に助けられて、ある程度は学生たちに満足してもらえる授業を提供することができたのは幸運であった。また、教科書出版に際しては、今尾真法学部長に成文堂の担当者をご紹介いただいたおかげで、目標通り、年度内の出版にこぎつけることができた。この場を借りて、先生方に心より御礼申し上げたい。

-
- 1 Regulation (EC) No 261/2004 of the European Parliament and of the Council of 11 February 2004 establishing common rules on compensation and assistance to passengers in the event of denied boarding and of cancellation or long delay of flights, and repealing Regulation (EEC) No 295/91; Case C-402/07, Sturgeon [2009] ; Case C-257/14, van der Lans [2015] ; Case C-12/11, McDonagh [2013] ; Case C-315/15, Pešková and Peška [2017] ; Case C-452/13, Germanwings [2014] ; Case C-11/11, Folkerts [2013] ; Case C-559/16, Bossen and Others [2017] ; Case C-83/10, Sousa Rodríguez and Others [2011] ; Case C-22/11, Finnair [2012] ; Case C-112/11, ebookers.com Deutschland [2012] ; Case C-573/13, Air Berlin [2015] etc.
 - 2 グローバル学科において「食文化と法」を学ぶ意義については、蛭原健介「ベトナム社会主義共和国における地理的表示制度と登録産品——グローバル法学科『食文化と法』開講に向けて」明治学院大学法律科学研究所年報35号を参照されたい。
 - 3 授業において使用したのは、以下の動画である。《The French meal: Good food, good wine, good company》<https://youtu.be/ZvIlBic68DI> ; 《How to cut cheese and the French 'fromage' rules》<https://youtu.be/ufXLhEOdsNU> ; 《France's love/hate relationship with Beaujolais nouveau! 》<https://youtu.be/u2IaSnR9Kio> ; 《How do the French celebrate the holiday season? With delicious food! 》<https://youtu.be/h6ZcyIFbXsQ>
 - 4 三宅智子「日本のボジョレーヌーヴォー市場動向に関する一考察」明治学院大学法律科学研究所年報26号
 - 5 蛭原健介『オンライン学習時代の憲法入門』（成文堂、2021年）